

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長殿
【提出日】 平成30年4月13日提出
【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 岩本 信之
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】 高橋 慎
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】 03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年10月13日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、有価証券報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

<略>

<委託会社の概況（2018年2月末日現在）>

<略>

2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

<更新後>

<略>

上記の運用体制は2018年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 【投資リスク】

<更新後>

<略>

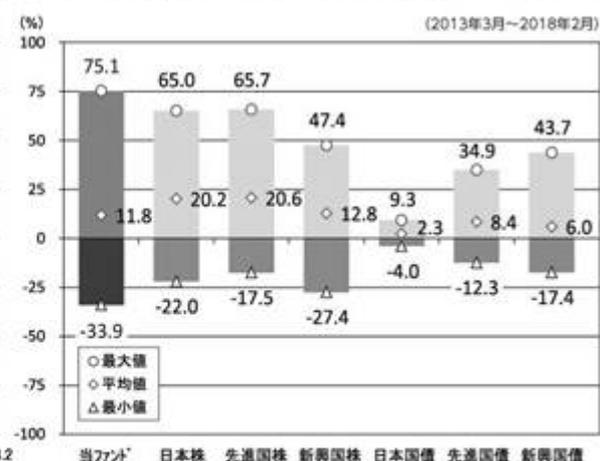
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末に於ける直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(5) 【課税上の取扱い】

<更新後>

<略>

() 上記は、2018年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

<略>

5 【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

(1) 【投資状況】（平成30年2月28日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	223,496,600	99.03
内 日本	223,496,600	99.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,179,918	0.97
純資産総額	225,676,518	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1,768,000	0.78
内 日本	1,768,000	0.78

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 【投資資産】（平成30年2月28日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	数業種は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	東京瓦斯	日本	株式	電気・ガス業	12,400	2,628.50 32,593,400	2,685.00 33,294,000	14.75
2	関西電力	日本	株式	電気・ガス業	23,700	1,402.50 33,239,250	1,305.00 30,928,500	13.70
3	中部電力	日本	株式	電気・ガス業	17,800	1,368.00 24,350,400	1,460.50 25,996,900	11.52
4	大阪瓦斯	日本	株式	電気・ガス業	11,300	2,224.00 25,131,200	2,118.00 23,933,400	10.61
5	東京電力HD	日本	株式	電気・ガス業	46,500	455.00 21,157,500	412.00 19,158,000	8.49
6	東北電力	日本	株式	電気・ガス業	13,600	1,456.00 19,801,600	1,404.00 19,094,400	8.46
7	九州電力	日本	株式	電気・ガス業	12,900	1,206.00 15,557,400	1,201.00 15,492,900	6.87
8	電源開発	日本	株式	電気・ガス業	4,600	3,135.00 14,421,000	2,722.00 12,521,200	5.55

9	中国電力	日本	株式	電気・ガス業	8,000	1,229.00 9,832,000	1,251.00 10,008,000	4.43
10	東邦瓦斯	日本	株式	電気・ガス業	2,900	3,050.00 8,845,000	3,140.00 9,106,000	4.03
11	四国電力	日本	株式	電気・ガス業	5,200	1,243.00 6,463,600	1,207.00 6,276,400	2.78
12	北陸電力	日本	株式	電気・ガス業	5,700	898.00 5,118,600	833.00 4,748,100	2.10
13	北海道電力	日本	株式	電気・ガス業	5,800	714.00 4,141,200	640.00 3,712,000	1.64
14	沖縄電力	日本	株式	電気・ガス業	900	2,771.00 2,493,900	2,903.00 2,612,700	1.16
15	西部瓦斯	日本	株式	電気・ガス業	700	2,786.00 1,950,200	2,737.00 1,915,900	0.85
16	静岡ガス	日本	株式	電気・ガス業	1,700	1,021.00 1,735,700	903.00 1,535,100	0.68
17	メタウォーター	日本	株式	電気・ガス業	300	3,025.00 907,500	3,215.00 964,500	0.43
18	イーレックス	日本	株式	電気・ガス業	900	1,084.00 975,600	810.00 729,000	0.32
19	北海道瓦斯	日本	株式	電気・ガス業	2,000	300.00 600,000	301.00 602,000	0.27
20	広島ガス	日本	株式	電気・ガス業	1,200	376.00 451,200	415.00 498,000	0.22
21	エフオン	日本	株式	電気・ガス業	300	1,360.00 408,000	1,232.00 369,600	0.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	99.03%
合計	99.03%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
電気・ガス業	99.03%
合計	99.03%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	ミニTOPIX先物 2018年3月	買建	1	1,890,000	1,768,000	0.78%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)	東京証券取 引所 市場相場
第1計算期間末 (平成21年1月20日)	1,718,742,342	1,734,971,951	12,814	12,935	-
第2計算期間末 (平成21年7月20日)	1,534,399,940	1,551,031,936	11,440	11,564	-
第3計算期間末 (平成22年1月20日)	1,537,147,155	1,553,645,022	11,460	11,583	-
第4計算期間末 (平成22年7月20日)	1,496,442,286	1,513,342,540	11,157	11,283	11,010
第5計算期間末 (平成23年1月20日)	1,369,031,951	1,386,066,334	10,207	10,334	-
第6計算期間末 (平成23年7月20日)	418,945,436	424,115,091	6,726	6,809	6,650
第7計算期間末 (平成24年1月20日)	192,688,019	195,447,544	5,935	6,020	-
第8計算期間末 (平成24年7月20日)	151,981,394	154,740,919	4,681	4,766	4,700
第9計算期間末 (平成25年1月20日)	176,258,391	177,686,851	5,429	5,473	5,370
第10計算期間末 (平成25年7月20日)	265,785,676	267,214,136	8,187	8,231	8,100
第11計算期間末 (平成26年1月20日)	227,066,680	228,008,165	6,994	7,023	6,980
第12計算期間末 (平成26年7月20日)	222,560,949	223,567,364	6,855	6,886	6,790
第13計算期間末 (平成27年1月20日)	247,874,156	248,880,571	7,635	7,666	7,540
第14計算期間末 (平成27年7月20日)	306,052,746	307,416,276	9,427	9,469	-
第15計算期間末 (平成28年1月20日)	241,701,146	242,967,281	7,445	7,484	7,660
第16計算期間末 (平成28年7月20日)	217,048,271	218,768,916	6,686	6,739	-
第17計算期間末 (平成29年1月20日)	242,369,001	243,894,856	7,466	7,513	7,480
平成29年2月末日	228,548,245	-	7,040	-	-
3月末日	233,830,290	-	7,203	-	7,290
4月末日	237,411,108	-	7,313	-	7,260

5月末日	252,346,517	-	7,773	-	7,910
6月末日	250,673,633	-	7,721	-	-
第18計算期間末 (平成29年7月20日)	243,609,677	246,012,087	7,504	7,578	7,580
7月末日	242,677,643	-	7,475	-	-
8月末日	243,797,217	-	7,510	-	-
9月末日	234,906,761	-	7,236	-	7,380
10月末日	244,982,787	-	7,546	-	-
11月末日	240,482,488	-	7,407	-	-
12月末日	231,946,205	-	7,145	-	7,130
第19計算期間末 (平成30年1月20日)	232,530,851	234,511,216	7,163	7,224	7,260
平成30年1月末日	228,634,065	-	7,042	-	7,190
2月末日	225,676,518	-	6,951	-	6,940

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	121
第2計算期間	124
第3計算期間	123
第4計算期間	126
第5計算期間	127
第6計算期間	83
第7計算期間	85
第8計算期間	85
第9計算期間	44
第10計算期間	44
第11計算期間	29
第12計算期間	31
第13計算期間	31
第14計算期間	42
第15計算期間	39
第16計算期間	53
第17計算期間	47
第18計算期間	74
第19計算期間	61

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	2.5
第2計算期間	9.8
第3計算期間	1.3
第4計算期間	1.5
第5計算期間	7.4
第6計算期間	33.3
第7計算期間	10.5
第8計算期間	19.7
第9計算期間	16.9

第10計算期間	51.6
第11計算期間	14.2
第12計算期間	1.5
第13計算期間	11.8
第14計算期間	24.0
第15計算期間	20.6
第16計算期間	9.5
第17計算期間	12.4
第18計算期間	1.5
第19計算期間	3.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	0	0
第2計算期間	0	0
第3計算期間	0	0
第4計算期間	0	0
第5計算期間	0	0
第6計算期間	0	71,844
第7計算期間	0	29,820
第8計算期間	0	0
第9計算期間	0	0
第10計算期間	0	0
第11計算期間	0	0
第12計算期間	0	0
第13計算期間	0	0
第14計算期間	0	0
第15計算期間	0	0
第16計算期間	0	0
第17計算期間	0	0
第18計算期間	0	0
第19計算期間	0	0

(注) 当初設定数量は134,129口です。

[次へ](#)

（参考情報）運用実績

●ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス

2018年2月28日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	6,951円
純資産総額	2.2億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-1.3%
3カ月間	-5.4%
6カ月間	-6.7%
1年間	0.6%
3年間	-7.0%
5年間	40.5%
設定来	-34.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(1口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 135円

設定来分配金合計額: 1,369円

決算期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
	12年7月	13年1月	13年7月	14年1月	14年7月	15年1月	15年7月	16年1月	16年7月	17年1月	17年7月	18年1月
分配金	85円	44円	44円	29円	31円	31円	42円	39円	53円	47円	74円	61円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

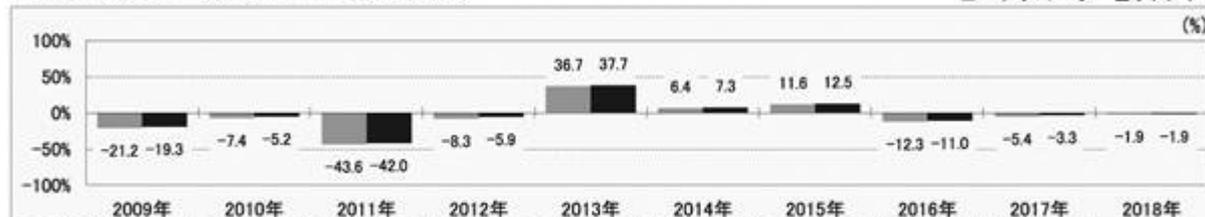
資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	21	99.0%	電気・ガス業	99.0%	東京瓦斯	電気・ガス業	14.8%
国内株式先物	1	0.8%			関西電力	電気・ガス業	13.7%
不動産投資信託等	-	-			中部電力	電気・ガス業	11.5%
コール・ローン、その他	-	1.0%			大阪瓦斯	電気・ガス業	10.6%
合計	22	-			東京電力HD	電気・ガス業	8.5%
株式市場・上場別構成					東北電力	電気・ガス業	8.5%
一部(東証・名証)		99.0%			九州電力	電気・ガス業	6.9%
二部(東証・名証)		-			電源開発	電気・ガス業	5.5%
新興市場他		-			中国電力	電気・ガス業	4.4%
その他		-			東邦瓦斯	電気・ガス業	4.0%
合計		99.0%	合計	99.0%	合計		88.4%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはTOPIX-17 電力・ガスです。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
 ・2018年は2月28日までの騰落率を表しています。
 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成29年7月21日から平成30年1月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス

(1) 【貸借対照表】

		第18期	第19期
		平成29年7月20日現在	平成30年1月20日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		4,445,453	4,574,808
株式	3	241,829,400	230,174,250
派生商品評価勘定		32,892	126,142
未収入金		18,534	125,534
未収配当金		14,200	11,900
流動資産合計		246,340,479	235,012,634
資産合計		246,340,479	235,012,634
負債の部			
流動負債			
前受金		34,750	229,500
未払収益分配金		2,402,410	1,980,365
未払受託者報酬		64,067	65,461
未払委託者報酬		166,626	170,283
未払利息		-	6
その他未払費用		62,949	36,168
流動負債合計		2,730,802	2,481,783
負債合計		2,730,802	2,481,783
純資産の部			
元本等			
元本	1	409,773,230	409,773,230
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()	2	166,163,553	177,242,379
(分配準備積立金)		16,055	8,130
元本等合計		243,609,677	232,530,851
純資産合計		243,609,677	232,530,851
負債純資産合計		246,340,479	235,012,634

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第18期	第19期
	自 平成29年1月21日 至 平成29年7月20日	自 平成29年7月21日 至 平成30年1月20日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	2,662,800	2,245,400
有価証券売買等損益	1,120,834	11,580,237
派生商品取引等損益	126,352	509,336
営業収益合計	3,909,986	8,825,501
営業費用		
支払利息	492	718
受託者報酬	64,067	65,461
委託者報酬	166,626	170,283
その他費用	35,715	36,498
営業費用合計	266,900	272,960
営業利益又は営業損失()	3,643,086	9,098,461
経常利益又は経常損失()	3,643,086	9,098,461
当期純利益又は当期純損失()	3,643,086	9,098,461
期首剰余金又は期首欠損金()	167,404,229	166,163,553
分配金	1	2,402,410
期末剰余金又は期末欠損金()	166,163,553	177,242,379

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第19期	
	自 平成29年7月21日	至 平成30年1月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第18期	第19期
	平成29年7月20日現在	平成30年1月20日現在
1. 1 期首元本額	409,773,230円	409,773,230円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部交換元本額	- 円	- 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	32,465口	32,465口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は166,163,553円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は177,242,379円であります。
4. 3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 4,370,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 5,575,500円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第18期	第19期
	自 平成29年1月21日 至 平成29年7月20日	自 平成29年7月21日 至 平成30年1月20日

1 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額(2,662,308円)及び分配準備積立金(22,565円)の合計額から、経費(266,408円)を控除して計算される分配対象額は2,418,465円(1口当たり74円)であり、うち2,402,410円(1口当たり74円)を分配金額としております。	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額(2,244,682円)及び分配準備積立金(16,055円)の合計額から、経費(272,242円)を控除して計算される分配対象額は1,988,495円(1口当たり61円)であり、うち1,980,365円(1口当たり61円)を分配金額としております。
------------	---	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第19期 自 平成29年7月21日 至 平成30年1月20日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における株価指数先物取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第19期 平成30年1月20日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第18期 平成29年7月20日現在	第19期 平成30年1月20日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	1,115,358	11,555,675
合計	1,115,358	11,555,675

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種 類	第18期 平成29年7月20日 現在				第19期 平成30年1月20日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引								
株価指数 先物取引								
買 建	1,596,500	-	1,629,500	33,000	1,763,750	-	1,890,000	126,250
合計	1,596,500	-	1,629,500	33,000	1,763,750	-	1,890,000	126,250

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 自 平成29年7月21日 至 平成30年1月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第18期 平成29年7月20日現在	第19期 平成30年1月20日現在
1口当たり純資産額	7,504円	7,163円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備考
		単 価	金 額	
東京電力HD	46,500	455.00	21,157,500	
中部電力	17,800	1,368.00	24,350,400	
関西電力	23,700	1,402.50	33,239,250	

中国電力	8,000	1,229.00	9,832,000
北陸電力	5,700	898.00	5,118,600
東北電力	13,600	1,456.00	19,801,600
四国電力	5,200	1,243.00	6,463,600
九州電力	12,900	1,206.00	15,557,400
北海道電力	5,800	714.00	4,141,200
沖縄電力	900	2,771.00	2,493,900
電源開発	4,600	3,135.00	14,421,000
エフオン	300	1,360.00	408,000
イーレックス	900	1,084.00	975,600
東京瓦斯	12,400	2,628.50	32,593,400
大阪瓦斯	11,300	2,224.00	25,131,200
東邦瓦斯	2,900	3,050.00	8,845,000
北海道瓦斯	2,000	300.00	600,000
広島ガス	1,200	376.00	451,200
西部瓦斯	700	2,786.00	1,950,200
静岡ガス	1,700	1,021.00	1,735,700
メタウォーター	300	3,025.00	907,500
合計			230,174,250

(注) 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

中部電力 1,000株 関西電力 3,000株

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

【純資産額計算書】

平成30年2月28日

資産総額	225,786,984円
負債総額	110,466円
純資産総額（ - ）	225,676,518円
発行済数量	32,465口
1 単位当たり純資産額（ / ）	6,951円

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況 および2 事業の内容及び営業の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2018年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2018年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	80	195,101
追加型株式投資信託	701	14,892,807
株式投資信託 合計	781	15,087,909
単位型公社債投資信託	24	112,945
追加型公社債投資信託	14	1,540,600
公社債投資信託 合計	38	1,653,544
総合計	819	16,741,453

4 【利害関係人との取引制限】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 4 利害関係人との取引制限および5 その他」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第3 【その他】

<更新後>

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

<略>

委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まれます。）を掲載することがあります。

UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

<略>

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 間瀬 友未 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガスの平成29年7月21日から平成30年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガスの平成30年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月26日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月22日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了す

る中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。